

[原著論文]

消費者運動家・高田ユリの大学院進学を動機づけたもの —ソーシャルワーカーのリカレント教育への示唆として—

横山 豊治

キーワード：ソーシャルワーカー，リカレント教育，自己教育，ライフヒストリー

What is the motive by which Mrs. Yuri Takada as an activist in a consumer movement entered a graduate school?

— As suggestion to social worker's recurrent education —

Toyoharu Yokoyama

Abstract

The motive by which working persons entered a graduate school. I thought their motive gives us suggestion for inquiry to a way to propulsion of social worker's recurrent education. And so I look for why she tried to enter a graduate school from the inside of life history of an activist in a consumer movement, and I was changed for a social work about the motive and backing and consideration was tried.

As a result, she was 79 years old, and the direct opportunity which determined on entrance to a master's course was as follows. The fact that her junior of a consumer movement entered a school by an entrance examination for working persons. The next fact that an entrance examination for working persons was performed by the theme in which she's interested in the next year. She had a collapse experience in a social action 17 years ago as an internal motive. And she had the will which would like to conquer that and a strong desire to the self-actualization which would like to decide its course by oneself. That it can make the sense as a place to grant the life-style chosen personally for the person who tries to investigate a theme of the self-education which sprouted up from the inside of social experience became clear in a graduate school from being it.

Keyword : social worker, recurrent education, self education, life history

要旨

ソーシャルワーカーのリカレント教育を推進する方途を探る上で、社会人が大学院進学を決意した動機を実例から丁寧に汲み取ることが示唆をもたらすものと考え

た。そこで、一人の消費者運動家の生活史の中から、「なぜ大学院で学ぼうとしたのか」を探り、その動機と背景についてソーシャルワークに照応させながら検討を試みた。その結果、79歳で修士課程への進学を決意した直接

新潟医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科

[連絡先] 横山 豊治

〒950-3198 新潟市北区鳥見町1398番地
TEL・FAX : 025-257-4470

の契機は、消費者運動の後輩が社会人入試で進学したことと、その翌年、自分の関心のあるテーマで社会人入試の募集が行われたことだが、内面的な動機として、17年前のソーシャルアクションにおける挫折体験があり、それを克服したいという積年の問題意識と、自分の進路を自分で決めたいという自己実現への強い欲求が認められた。社会経験の中から芽生えた自己教育のテーマを探究しようとする者にとって、大学院は自ら選び取った生き方を叶える場としての意味を持ち得ることが示唆された。

I はじめに

対人援助専門職であるソーシャルワーカーには、生涯にわたる自己研鑽への努力が望まれるが、2007年の法改正で「資質向上の責務」(法第47条の2)が社会福祉士及び介護福祉士法に追加され、国家資格を持つソーシャルワーカーには法律上の努力義務となった。

自己研鑽の方法は多様であり、専門職団体が設ける生涯研修制度でも、日本社会福祉士会を例にとれば、「集合研修」「実習研修」「グループ研修」「自己研修」といった研修形態ごとの区分が設定され、「自己研修」の中では「大学院での研究活動」も例示されている。(日本社会福祉士会生涯研修制度基本要綱第16条) この「大学院での研究活動」は、有職者の自己研鑽の方法としては特定の時期に集中的に時間・労力・経費を費やす必要があるという点で、特に強い動機づけが各人に働いて条件整備を含めた努力が促されるものと考えられる。

一方、近年、福祉系大学では地方大学も含めて大学院を有するところが多くなり、日本社会福祉教育学校連盟加盟校の4年制大学148校のうち、6割にあたる91校で修士課程が設けられ(2008年度末)、リカレント型の社会人院生を積極的に受け入れる大学院もあるものの、同連盟が2007年度に実施した調査によれば、40校で定員を満たしておらず、同連盟大学院教育検討委員会が「受験生の減少と入学定員の不充足」を検討課題に挙げている状況である^{1,2)}。

大学院教育の受け皿はありながら、それらがまだ十分に活用されていないのは、社会的にみると損失といわねばならない。

II 目的

リカレント教育の場としての大学院の機能に着目し、

大学院がソーシャルワーカーの生涯研修に一層活かされる方途を探る研究の一環として、社会人が大学院進学を決意した動機を実例から丁寧に汲み取ることによって何らかの示唆を得ようというのが本稿の目的である。

筆者は、大学院でのリカレント教育を経験したソーシャルワーカーに対する調査活動も行っているが、ここでは他分野の社会人の実例からも学ぶため、ひとりの消費者運動家のライフヒストリーの中から、「なぜ大学院で学ぼうとしたのか」を探り、その動機と背景についてソーシャルワークに照応させながら検討を試みたので、その結果を報告する。

III 研究の視点および方法

第一次資料の文献に記述された文字情報に基づく事例研究であり、公にされた個人史の中から大学院進学の際に関するデータを抽出し、「大学院におけるソーシャルワーカーのリカレント教育の促進に向けた他分野の参考事例」という視点から検討を加えた。

主たる対象文献は、『消費者運動に科学を—高田ユリの足あと—』(高田ユリ写真集編集委員会編、ドメス出版、2009)^{3,註1)}。同書に示される事例を選択した理由は次の通りである。

- ①学部レベル(旧制専門学校)の教育を受けた後、社会人経験を経て大学院に入学した事例であること。
- ②職業人生と生涯にわたる社会活動の実践が個人の中で密接に結びついていること。
- ③公刊された書籍から個人のライフヒストリーを把握することができること。

IV 倫理的配慮

対象者は故人であるため本人の同意は得られないが、公刊された文献資料に依拠する事例研究であるため、その出典を明記した。なお、本研究は「社会福祉士の生涯研修の現状と課題に関する研究—大学院でのリカレント研修を中心に—」という題目で2008年に新潟医療福祉大学倫理委員会の倫理審査を受け、承認された研究の一環として行ったものである。

V 結果

1 事例の概要

本事例のプロフィールは次の通りである。

氏名：高田ユリ 性別：女

1916（大正5）年、新潟県佐渡市生まれの消費者運動家。共立女子薬学専門学校（後の共立薬科大学、現慶應義塾大学薬学部）卒業後、同校の助手、助教授を経て、1950（昭和25）年より主婦連合会（以下、主婦連）日用品審査部の専門委員。同会の審査部長、副会長等を経て会長。科学的な商品テストにより、有害不良商品の排除に長年、取り組む。1991年、主婦連会長職を後進に託し、副会長に退く。1995（平成7）年4月、79歳で早稲田大学大学院法学研究科修士課程に入学。同年6月、主婦連参与。修士論文提出を控えた1997年2月に腸閉塞を発症（その後、脳梗塞併発）。以後7年近い闘病生活の末、2003（平成15）年、87歳で死去。

2 職業生活と生涯にわたる社会活動

本事例の職業生活と社会活動の主な経過は次の通りである。

学生時代に専門的に学んだのは薬学の中でも衛生裁判化学。食品分析・食品添加物・食品汚染物質・水質・空気環境などを扱う衛生化学と、毒物の検知測定・血痕の鑑識などを扱う裁判化学で構成される。卒業後、母校の衛生裁判化学教室助手として就職。26歳で助教授。27歳で（仕事の継続を条件に）新聞記者と結婚。戦時体制化が研究室にも及び、毒ガス研究も余儀なくされたこと等から退職。

1950（昭和25）年、主婦連の専門委員に就任。きっかけは同会を取材していた夫からの勧め。当時の会長奥むめお（婦人運動家・協同組合運動家・後に参議院議員3期）が、消費者運動をこれからは科学的な裏付けのある運動にしていきたいと考えており、それを実行するための適任者を探していた^{註2)}。以後、主婦連の日用品試験室で、食品・化学薬品・化粧品等の成分分析、品質検査に従事し、次の表1や表2に示すような活動を行う。

1971（昭和46）年、夫と死別。

表1 高田ユリが手がけた仕事の例

1950年	マーガリン、しょうゆ等の品質検査
1951年	たくあんの着色剤から有害色素検出 → 関係省庁に使用禁止の要望書提出
1957年	ジュース類の不当表示を実証 → 人工甘味料表示の実現へ
1960年～	缶詰試買テスト → 不当表示、多数判明
1964年	粉末ジュース試買テスト → 不当表示判明 「天然果汁入り」 = 94%が実際は無果汁
1965年	エアゾール式ヘアスプレーの危険性指摘
1966年	ユリア樹脂食器から有害物質検出 プラスチック製品からホルマリン溶出
1967年	陶磁器の食器から鉛、溶出
1968年～	野菜への着色・漂白・農薬の問題を追及
1969年	ジュースの試買テスト → 97%が不当表示
1971年	ジュース表示で公正取引委員会に「不当景品類及び不当表示防止法」に基づく不服申立て (消費者団体として初)
1973年	公正取引委員会の審決「消費者個人及び消費者団体には訴えの資格なし」 ⇒これを不服として東京高裁へ提訴
1974年	東京高裁、訴えを却下 ⇒これを不服として最高裁へ上告
1978年	最高裁、訴えを却下

表2 高田ユリが取り組んだソーシャルアクションの例

1960年	生活省設置など消費者行政を要望 → 総理大臣へ
1962年	「不当景品及び不当表示防止法」(景表法) 成立に向けて国会へ連日働きかけ ⇒同年「家庭用品品質表示法」「景表法」成立
1964年	生活安定の要望 → 総理大臣へ
1965年	ヘアスプレーの安全性を要望 → 厚生大臣へ
1968年	消費者保護基本法案への意見書を提出 抗生物質の販売(野放し状態)への取り締まりを要望 → 厚生省へ
1969年	チクロの使用・製造・販売の禁止を要望 → 厚生省へ
1991年	「製造物責任(PL)法」制定を求める運動(全国連絡会結成) ⇒1994年同法成立

3 職業生活と社会活動で果たした役割

生産性重視の国策と企業活動の下、消費者保護の制度や機関がない時代に各種の食品や日用品の安全性を科学的に検証し、有害な商品の追放、改善に向けて行政や司法に粘り強く働きかける消費者運動を技術面で牽引するとともに、国民生活審議会ほか各種の審議会等に消費者代表委員として参画し、消費者保護政策の推進に寄与した。その生涯は、「消費者主権を目指す科学者の良心による闘いであった」(青山三千子)と言われており、社会福祉分野に置き換えれば、まさに「当事者主権を目指すソーシャルワーカー」「利用者の権利を擁護し、科学的根拠に基づいて個別援助から制度改善・開発に向けたソーシャルアクションまで担うソーシャルワーカー」に通じる生き方であった⁴⁾。

4 大学院入学の動機と背景

1995年に79歳で入学した大学院は早稲田大学大学院法学研究科であり、同大でその前年から年度ごとに特定テーマを設けて行われるようになった社会人入試制度が、1995年度に「環境問題と法」をテーマとして実施されたのを受験したものであった。したがって、直接的には、消費者運動の後輩が前年に同大で始まった社会人入試を受けて大学院で学び始めたことが刺激となって「私も行きたい」という動機につながっている。そのため、身近な知人の行動が社会人院生のモデルとして受け止められ、大学院でのリカレントへの関心を高める契機になったことと、その翌年度に、同じ大学院で彼女のライフワーク的な問題意識に対応する「環境問題と法」という特定テーマでの社会人入試の志願者募集が行われたことも促進要因になったものと考えられる。

以上のような外的な契機と重なりつつも、本人の内面的な動機として、次のようなことを文献から読み取ることができた。

①57歳の頃、取り組んでいたジュース成分の不当表示を

めぐって訴訟を起こし、5年間、最高裁まで争ったものの、結局、訴えを却下され(表2参照)、消費者の声が行政に届かないことへの無念さを痛感した苦い経験が、自身の人生の中で未解決の課題として残っており、いわば積年の懸案を解決したいという強い問題意識が「消費者の生活を守る武器としての法律」(細川幸一)について研究したいという向学心の原動力になったと考えられる⁵⁾。

高田が大学院を受験した1994年12月15日付け発行の『主婦連たより』第544号には次のような本人の言葉が掲載されている。

「せっかくの法律も専門家のもになっている。庶民が利用しやすい仕組みや法的に消費者参加が確保される手段を考えたい。ジュース裁判で不服申し立てを却下されたことが、いつも心に引っかかっていて、もっと勉強したいと考えたので…、いくつになっても挑戦する気持ちを失いたくない」⁶⁾

また、大学院在学中の1995年12月1日に高田からの聞き取りが行われて、1996年9月30日に刊行された『消費者運動50年—20人が語る戦後の歩み—』には、次のように本人の言葉が掲載されている。

「アメリカのこの種の法律には必ず『何人(なんびと)も』不服のある者は不服申立てできるとあるのですね。日本の景品表示法は、そこが単に『不服のある者は』だけで、『何人も』の三文字がないのです。…(筆者中略)…この『何人も』の三文字。私の生きている間に何とか解決しなければならないと思っているんですよ。公害問題・環境問題でも、市民からの不服申立ての約七割が門前払いだそうです。私は今、早稲田大学大学院法学研究科で社会人として『環境問題と法』という課題に取り組んでいます。これまでの運動経験から、法律は誰のためにあるか、法律に市民の参加や市民の主体性などがどの程度保障されているのか確かめたい、消費者の権利を確立せねばといった、潜在意識のようなものが私の法律を学ぶ原動力になっているのかも知れませんね。」⁷⁾

②高田のように、専門的な教育を受けて身につけた知識と技術を、人々の健康と生活を守るために生かせるような仕事に長年携わることができた人生は、大きな働き甲斐が得られるものであったと推察することができるが、その機会が自分から進んでつかみ取ったものではなく、人から勧められ、与えられたものであったことに本人としては満たされない思いがあったことがうかがわれる。それまで35年にわたり心血を注いで取り組んできた消費者運動も、始めたきっかけは当時の代表者（主婦連初代会長）からの招請と、その意を酌んだ夫からの勧めによるもので、「自分で決めたというより、他人や環境にされるままに生きてきた感じがする。今回は初めて自分の意思で進む道」と本人が語るとおり、主体的な進路選択と自己実現への欲求が79歳での大学院受験という行動の根底に内在していたと考えられる⁸⁾。

5 転帰

高田は、早稲田大学大学院院法学研究科「環境問題と法」講座で企業の環境対策やその効果を調べる環境監査の研究に取り組んでいたが、修士論文提出を目前に控えた1997年2月に腸閉塞を発症。さらに脳梗塞を併発して長期療養生活に入り、修了を果たせないまま2003年に亡くなった。

VI 考察

消費者保護の立場から人の生活を守ることをミッションとして働いた高田ユリの人生は、自然科学の専門知識を生かした技術的な仕事から、必要と考えた制度・政策の実現を目指すソーシャルアクションまで実に幅広く、社会福祉の立場から人の生活を支援するソーシャルワーカーのあり様にも大いに通じる場所がある^{註3)}。

特に、戦後復興期から高度経済成長期のわが国においては、生産性や営利性に比べ、消費者の安全性への配慮が十分に重視されない中で、高田らの取り組んだ消費者運動には、一般市民の声を代弁するアドボカシー（代弁）の機能があったといえる。とりわけ、高田が参画し、やがて代表者ともなった主婦連の活動は、消費者運動に科学を取り入れ、実証性を伴った点が高く評価される。後に「当たり前」になる様々な成分表示の義務づけや有害物質の排除など、食品や生活用品の安全性確保に果たした貢献は計り知れない。それを技術面で牽引した高田の存在の大きさがうかがわれる。

しかし、そのように十二分に社会で活躍して歳を重ねたかに見える彼女の人生にも、公私にわたって未解決の探究課題が残っており、それを追い求めたい向学心と、年齢を問わずに社会人に向けて幅広く門戸を開いた大学

院というリカレントの場とがうまく結びついて、79歳の大学院生が誕生したといえる。

本事例より、社会経験の中から芽生えた自己教育のテーマを探究しようとする者にとって、大学院は自ら選び取った生き方を叶える場としての意味を持ち得ることが示唆された。

福祉分野の修士課程を持つ大学院の多くは社会人入試を実施しており、2008年度では夜間開講制・昼夜開講制が少なくとも17専攻、通信制が5専攻あり、ソーシャルワーカーにとっては、在職のままでも大学院で学ぶための門戸は開かれているといえるが、福祉系大学院全体としては、定員割れが目立つ状況になっており、せっかくの教育資源が十分に活かされていないことが日本社会福祉教育学校連盟の調査から浮き彫りになっている^{註4)}。

様々な生活問題を抱えるクライアントの支援を行うソーシャルワーカーには、社会的に弱い立場にいる利用者の声やニーズを福祉施策に反映させるアドボカーターとしての役割も期待されるが、実践経験のなかで法制度の限界や壁、それによる社会資源の不十分さを実感することも少なくないはずである。だとすれば、この職種においても、高田ユリのように進学動機が形成され、大学院で関心のあるテーマを追究するという自己研鑽の行動がより活発に展開されても良いのではないかと考えられる。

VII おわりに

今日では、医療や福祉などヒューマンサービスの各分野で、科学的根拠に基づく対人援助が求められている。ソーシャルワークにおいても、理論的な裏づけに基づいた実践が益々問われる時代になると思われるが、そのためには実践の科学的検証から理論生成を進めていくプロセスが欠かせない。また、ソーシャルワークが対象とするところの人の生活問題には、全体性・統合性とその半面での個別性があり、人と環境との相互作用に着目する上で、地域性や社会的背景への視点も欠かせない。自ずと、実験室で検証することができないソーシャルワークには、実践現場に密着した実証的研究が求められるはずであり、実践の中から芽生えた疑問や問題関心を研究課題へと結びつけ、対外的に説明可能な方法で課題の解明に取り組むことが期待される。

社会人に開かれた大学院には、ソーシャルワークの実践者と研究者との交流を活発にし、福祉の分野で古くから言われる「実践と研究との乖離」を埋める場となる可能性が見込まれる。“社会福祉実践に科学を”-その担い手がそこから次々と育っていくことが、わが国の福祉の水準を高めることに寄与するであろう。

付記

本稿の要旨は、2009年10月11日、日本社会福祉学会第57回全国大会（法政大学）において発表した。

文献

- 1) (社)日本社会福祉教育学校連盟・(社)日本社会福祉士養成校協会・日本精神保健福祉士養成校協会：2008年度全国社会福祉教育セミナー，2008年度全国社会福祉教育セミナー事務局，平塚市，195，2008.
- 2) (社)日本社会福祉教育学校連盟大学院教育検討委員会：2007年度大学院教育の現状把握のためのアンケート調査，(社)日本社会福祉教育学校連盟，東京都，7-14，2008.
- 3) 高田ユリ写真集編集委員会：消費者運動に科学を高田ユリの足あと，ドメス出版，東京都，2009.
- 4) 前掲 3) 56
- 5) 前掲 3) 63
- 6) 前掲 3) 38
- 7) 国民生活センター：消費者運動50年—20人が語る戦後の歩み—，ドメス出版，東京都，91，1996
- 8) 前掲 3) 62-63

註

- 註1) 文献3の編集委員会は、青山三千子・小澤武信・勝部三枝子・清水鳩子・細川幸一・松田宣子によって構成されている。
- 註2) 主婦連合会の初代会長、奥むめおの詳細については、中村紀伊による『シリーズ福祉に生きる34 奥むめお』（大空社，東京都，1999）を参照。
- 註3) 消費者保護の分野における高田の貢献については、「自然科学と社会科学双方を、消費者の立場を基点として一体化していった高田ユリの思想と手法を引き継いだ消費者運動こそ、21世紀に渴望されている」（松田宣子）と評価されている。文献3の52頁より。
- 註4) 2009年に、日本社会福祉教育学校連盟大学院教育検討委員会が大学院を設置している98の加盟校に対して2008年度の大学院のデータを調査し、86校から回収した結果より。「2009年度全国社会福祉教育セミナー当日配布資料 第4分科会『大学院教育の現状と課題』」11-17，2009